

鹿 児 島 県 公 報

平成20年6月10日（火）第2401号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共1箇月2,650円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則	
○災害救助施行細則の一部を改正する規則（※）	（社会福祉課取扱い） 1
告 示	
○有害な映画等の指定	（青少年男女共同参画課取扱い） 2
○有害な図書等の指定	（青少年男女共同参画課取扱い） 2
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（4件）	（介護保険課取扱い） 3
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（3件）	（介護保険課取扱い） 4
○保安林の指定	（森林整備課取扱い） 4
○保安林の指定予定	（森林整備課取扱い） 5
○保安林の指定施業要件の変更（3件）	（森林整備課取扱い） 5
○都市計画道路事業の認可（2件）	（都市計画課取扱い） 6
○包括外部監査契約の締結	（監査委員事務局取扱い） 7
○道路の位置指定（3件）	（南薩地域振興局取扱い） 7
	（始良・伊佐地域振興局取扱い） 8
	（大島支庁取扱い） 8
公 告	
○特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請の公告	（市町村課取扱い） 8
○一般競争入札公告	（情報政策課取扱い） 9
公 安 委 員 会 規 則	
○交番，駐在所等の名称，位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則（※）	（警務課取扱い） 11
公 安 委 員 会 告 示	
○遊技機の型式の検定の告示	（生活環境課取扱い） 12

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年6月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第62号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和35年鹿児島県規則第106号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1(2)イ中「2,326,000円」を「2,366,000円」に改め，同表の6(2)中「500,000円」を「510,000円」に改め，同表の12(2)中「137,000円」を「137,500円」に改める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第928号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第8条第2項の規定により、有害な映画等として次のとおり指定した。

平成20年6月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	題 名	製 作 又 は 配 給 社	指 定 箇 所	指 定 理 由
7679	平成20年 5月30日	映 画	紅薔薇夫人	新東宝映画	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
7680			3人の未亡人 恥知らずレズ	新日本映像		
7681			特命シスター ねっとりエロ仕置き	大蔵映画		
7682			中年男女 一夜限りの不倫	新東宝映画		
7683			新任教師野本美穂 恥肉の裏授業	新日本映像		
7684			浪速ノーパン娘 我慢でけへん	大蔵映画		
7685			保健教師 ダブル不倫	新東宝映画		
7686			見られてもえた 姉夫婦	新東宝映画		
7687			痴女教師 またがり飲む	大蔵映画		

鹿児島県告示第929号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

平成20年6月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
24049	平成20年 5月30日	雑 誌	COMIC LO 6月号 03769-06	茜新社	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
24050			Comicモエマックス 6月号 13705-06	モエールパブリッシング		
24051			COMIC XO 6月号 13933-06	オークス		
24052			comic ino 6月号 13617-06	ヒット出版社		
24053			COMIC オレカノ！ Vol. 2 05318-06	光彩書房		
24054			コミック・マショウ 6月号 18381-06	三和出版		
24055			コミック MOOG 6月号 13711-06	ジーウォーク		
24056			COMIC 姫盗人 6月号 03861-6	松文館		
24057			COMIC 真激 6月号 04923-06	クロエ出版		
24058			コミック 激ヤバ！ Vol. 07 05322-06	メディアックス		
24059			ナマイキッ！ 6月号 06909-6	竹書房		
24060			YOUNG momo Vol. 1 08841-06	メディア・クライス		
24061			はめchao	メディアソ		

24062			Vol. 2	07968-06	フト		
			劇画人妻艶熟 女犯底なし恥獄		マイウェイ		
			Vol. 10	17109-5	出版		

鹿児島県告示第930号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成20年6月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービスわかば	鹿児島市吉野町 7494-4	有限会社Wood Village	鹿児島市坂元町 7番69号	木村 貴	平成19年 11月30日	通所介護

鹿児島県告示第931号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成20年6月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ろうけん青空	鹿児島市吉野町 6040番地7	医療法人明輝会	鹿児島市川上町 2750番地18	内村 隼人	平成19年 12月1日	訪問リハビリテーション

鹿児島県告示第932号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成20年6月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ハウスメイト福平	鹿児島市下福元町 7507番地	有限会社ライフサポート	鹿児島市唐湊四丁目1番2号	佃 望	平成19年 12月14日	通所介護

鹿児島県告示第933号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成20年6月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービス花ごよみ	鹿屋市横山町 2760-1	株式会社トータルケア	鹿屋市横山町 2760-1	洲鎌 宏章	平成19年 12月17日	通所介護

鹿児島県告示第934号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成20年6月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービスわかば	鹿児島市吉野町 7494-4	有限会社Wood Village	鹿児島市坂元町 7番69号	木村 貴	平成19年 11月30日	介護予防 通所介護

鹿児島県告示第935号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成20年6月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ハウスメイト福平	鹿児島市下福元町7507番地	有限会社ライフサポート	鹿児島市唐湊四丁目1番2号	佃 望	平成19年 12月14日	介護予防 通所介護

鹿児島県告示第936号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成20年6月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
特定非営利活動法人サポート&ケア屋久島ミニ・デイサービス「ほほ笑み」	熊毛郡屋久島町栗生1245番地16	特定非営利活動法人サポート&ケア屋久島	熊毛郡屋久島町栗生1751番地5	藤村 憲治	平成19年 12月20日	介護予防 通所介護

鹿児島県告示第937号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成20年6月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林の所在場所

薩摩川内市下甕町瀬々野浦字池ノ平795番3，下甕町長浜字向1515番（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村

森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県林務水産部森林整備課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第938号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成20年6月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林予定森林の所在場所

日置市日吉町山田字新宅726番，726番1，727番5，字前畑798番3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県林務水産部森林整備課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第939号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成20年6月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南さつま市坊津町久志字出山7750番1，7752番，7754番1から7754番4まで，字コク山7775番，7775番1

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県林務水産部森林整備課及び南さつま市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第940号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定

施業要件を変更する。

平成20年 6 月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
指宿市開聞仙田字嶺迫1578番3, 1578番10, 1578番11, 1578番13から1578番16まで, 字蝙蝠1708番4, 1709番5
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は, 択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は, 省略し, その関係書類を鹿児島県林務水産部森林整備課及び指宿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第941号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により, 次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成20年 6 月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
出水郡長島町川床字柿之木畑1294番1, 1294番47から1294番51まで, 字行人平4149番, 4152番, 4165番4, 4165番5, 4167番, 4178番, 4210番, 字犬鹿倉4380番1, 4380番9, 4380番18, 4380番34, 4380番37, 4380番38, 4380番45, 4380番82, 4380番93, 4380番98, 4380番101, 4385番5, 4385番13, 4385番14, 4385番18, 4385番20, 4385番32, 4385番48, 4385番76, 字火ノ川原4435番9から4435番12まで, 4435番14, 4436番1, 4436番8, 字毎床4511番20, 4511番46, 4511番62, 字追田平4516番, 4517番, 4536番, 4550番
- 2 保安林として指定された目的
干害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は, 定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は, 省略し, その関係書類を鹿児島県林務水産部森林整備課及び長島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第942号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により, 都市計画事業を次のとおり認可した。

平成20年 6 月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 施行者の名称

霧島市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 国分都市計画道路事業

(2) 名称 3・4・9号平和通線

3 事業施行期間

平成20年 6 月10日から平成25年 3 月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

霧島市国分中央四丁目地内

(2) 使用の部分

なし

鹿児島県告示第943号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により，都市計画事業を次のとおり認可した。

平成20年 6 月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 施行者の名称

霧島市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 国分都市計画道路事業

(2) 名称 3・4・14号向花清水線

3 事業施行期間

平成20年 6 月10日から平成22年 3 月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

霧島市国分府中町地内

(2) 使用の部分

なし

鹿児島県告示第944号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により，次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成20年 6 月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 包括外部監査契約の期間の始期

平成20年 4 月 1 日

2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算

3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏名 松野下剛市（公認会計士）

住所 日置市伊集院町妙円寺38番地 9

4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし，必要に応じ前金払をする。

南薩地域振興局告示第13号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により，次のとおり道路の位置を指定した。

平成20年 6 月10日

南薩地域振興局長 田村洋一

指定年月日	申請者の住所及び氏名	関係土地の地名及び地番	道路の幅員	道路の延長
平成20年 5月20日	指宿市東方8402番地 下曽山鉄雄 指宿市東方8410番地1 下曽山勇二	指宿市東方字五郎ヶ岡下8410番4、8410番7及び8412番2	6.05メートル	40.08メートル

始良・伊佐地域振興局告示第13号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成20年6月10日

始良・伊佐地域振興局長 浜崎研

指定年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	関係土地の地名及び地番	道路の幅員	道路の延長
平成20年 5月13日	始良郡始良町宮島町63番地1 山始ハウジング株式会社 代表取締役 池田清	始良郡始良町西餅田字中松原3899番4及び3899番11	6.00メートル	49.89メートル

大島支庁告示第4号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成20年6月10日

大島支庁長 元山義和

指定年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	関係土地の地名及び地番	道路の幅員	道路の延長
平成20年 5月20日	奄美市名瀬大字浦上字緑1105番 株式会社ラポール企画 代表取締役 中田与三郎	奄美市名瀬大字浦上字緑1108番10及び1108番10先里道	6.00メートル	38.20メートル

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請の公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次の法人から特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があった。

なお、その関係書類は、鹿児島県県政情報センター及びかごしま県民交流センターにおいて縦覧に供する。

平成20年6月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 申請のあった年月日

平成20年5月20日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人よかよか
- 3 代表者の氏名
畦元健一
- 4 主たる事務所の所在地
南さつま市加世田益山7895番地2
- 5 定款に記載された目的

この法人は、福祉を取り巻く優しいまちづくりの基盤形成を目指し、障がい児（者）及び高齢者（以下「当事者」という。）並びにその家族の健全な福祉向上のため、障害者自立支援法及び介護保険法による各種サービス事業や当事者等の働く場の確保、当事者との交流等による子どもの健全育成を図る事業等を行い、もって広く公益に寄与することを目的とする。

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成20年6月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等の名称及び数量
県内ネットワーク通信機器の賃貸借 一式
- (2) 借入をする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
入札説明書による。
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 借入期間
平成20年10月1日から平成27年9月30日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 納入しようとする物品の機能等証明書を平成20年7月10日午後5時までに3の(2)の提出場所に提出し、当該物品を納入することができることを証明した者であること。

なお、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札書の提出場所
鹿児島県企画部情報政策課電子県庁推進係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
- (3) 入札書の提出方法
(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。
- (4) 入札書の提出期限
平成20年7月22日午後5時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）
- (5) 開札の日時及び場所
ア 日時 平成20年7月23日午前10時
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎7階）パソコン研修室
- (6) 入札説明書
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
（ウ） 交付場所 (2)に同じ。
（エ） 交付期限 平成20年7月10日午後5時
- 4 契約条項を示す場所及び期限
3の(2)及び(6)のイの(エ)に同じ。
- 5 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金
見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
 - (2) 契約保証金
契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
なお、契約保証金は、契約履行後還付する。
ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに

限る。）。

7 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

9 最低制限価格

設定しない。

10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問い合わせ先

鹿児島県企画部情報政策課電子県庁推進係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-2389
ファックス番号 099-286-5527

12 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

13 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:

A complete set of Kagoshima Area Network communication equipment

- (2) DELIVERY PERIOD:

30 September 2008

- (3) DELIVERY PLACE:

Specified in the bid explanation form

- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:

5:00 p.m. 22 July 2008

- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Information Policy Division

Planning Department

Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi, kagoshima City, kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099-286-2389

FAX 099-286-5527

公安委員会規則

交番、駐在所等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布す

る。

平成20年6月10日

鹿児島県公安委員会委員長 諏訪秀治

鹿児島県公安委員会規則第17号

交番，駐在所等の名称，位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番，駐在所等の名称，位置及び所管区に関する規則（昭和39年鹿児島県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表日置警察署の部藤元駐在所の項中「，吹上町永吉（分割）」を削り，同部浜田駐在所の項中「吹上町永吉（分割）」を「吹上町永吉」に改める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示

鹿児島県公安委員会告示第488号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は，遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成20年6月10日

鹿児島県公安委員会委員長 諏訪秀治

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRデビルモンスタースT	マルホン工業株式会社	8P0348
ぱちんこ遊技機	CRデビルモンスタースTR	マルホン工業株式会社	8P0361
ぱちんこ遊技機	CR華麗なる小林幸子の世界M－T	株式会社ニューギン	8P0392
ぱちんこ遊技機	CR華麗なる小林幸子の世界M2－T	株式会社ニューギン	8P0422
回胴式遊技機	ジイサマー7	株式会社大都技研	8S0398